

訪問サービス（現行相当）・訪問型サービス A 1 重要事項説明書

あなたに対する訪問サービス（現行相当）・訪問型サービス A 1 の提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 サービス提供責任者

電話番号	0 9 4 8 - 2 8 - 2 1 0 5
氏 名	白川 泰男

2 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション ひいろ
所在地	福岡県飯塚市潤野 2 3 - 4 3
事業者指定番号	4 0 7 1 8 0 4 5 2 2
サービス提供地域	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町・宮若市

3 事業所の職員体制

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

従業者の職種	勤務の形態・人数
管 理 者	常勤兼務 1 名
サービス提供責任者	常勤専従 2 名以上 常勤兼務 1 名
訪問介護員	非常勤 3 名以上

4 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 (休日 日曜日 1 月 1 日・2 日)
営 業 時 間	午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 4 5 分
訪 問 時 間	毎日の午前 6 時 0 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

5 訪問サービス（現行相当）・訪問型サービスA 1の内容

（１） 提供するサービスの内容は次のとおりです。

提供するサービスの種類	訪問サービス（現行相当）	訪問型サービスA 1
身体介護	①身体整容 ②外出介助 ③その他の必要な身体介護	
生活援助	①調理 ②衣類の洗濯 ③住居の掃除 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な日常生活に関する支援	①調理 ②衣類の洗濯 ③住居の掃除 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な日常生活に関する支援

6 利用料金

（１）訪問サービス（現行相当）の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助 （1月あたり）		基本利用料 1ヶ月当たり ※（注1）参照	利用者負担金 負担割合1割の方 ※（注2）参照	利用者負担金 負担割合2割の方 ※（注2）参照
訪問型サービスⅠ	1週間に <u>1回程度</u> の訪問サービスが必要とされた場合	11,760円	1,176円	2,352円
訪問型サービスⅡ	1週間に <u>2回程度</u> の訪問サービスが必要とされた場合	23,490円	2,349円	4,698円
訪問型サービスⅢ	1週間に <u>3回程度以上</u> の訪問サービスが必要とされた場合 （要支援2の利用者のみ対象）	37,270円	3,727円	7,454円

（注1）上記の基本利用料は、飯塚市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記利用者料金に地域区分7級地（10.21円）係数1.021を掛けた金額をお支払い頂きます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担金 1割負担の方	利用者負担金 2割負担の方
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の合計の13.7%		
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の合計の6.3%		
介護職員ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の合計の2.4%		

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます

(2) 訪問型サービスA 1の利用料

【基本部分】

サービスの内容 生活援助のみ（1月あたり）		基本利用料 1回当たり ※(注1)参照	利用者負担金 負担割合1割の方 ※(注2)参照	利用者負担金 負担割合2割の方 ※(注2)参照
事業対象者 要支援1	1週間に2回かつ月10回までを限度とする	2,350円	235円	470円
事業対象者 要支援2	1週間に3回かつ月15回までを限度とする	2,350円	235円	470円

(注1) 上記の基本利用料は、飯塚市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記利用者料金に地域区分7級地（10.21円）係数1.021を掛けた金額をお支払い頂きます。

(2) 交通費

- ・ 2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- ・ 実施地域以外の方については、交通費を徴収します。
 - ① 実施地域を超えた地点から、片道おおむね20km未満 100円
 - ② 実施地域を超えた地点から、片道おおむね20km以上 200円

(3) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、定額払いのためキャンセル料は不要です。

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連 絡 先	0948-28-2105
-------	--------------

(4) 料金のお支払い方法

- ・ 事業者は、当月の料金合計額の請求書を、翌月10～20日までに請求をいたしますので、口座振込または口座振替、もしくは末日までに集金人へお支払いください。
- ・ 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(5) その他

- ① サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用はお客様の負担となります。
- ② サービス提供証明書の発行について
お客様からご依頼があれば、提供した訪問サービスの種類・内容・利用単位・費用等を

記入したサービス提供証明書を発行します。

7 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

一般社団法人ふくしやねっとが開設するヘルパーステーションひいろ（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問サービス（現行相当）・訪問型サービスA1を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ・事業所が実施する事業は、要支援者に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- ・事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ・事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・地域包括支援センターなどへ連絡をします。

主治医	病 院 名	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
ご家族	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

9 サービス提供に関する苦情や相談・虐待防止対応は、下記の窓口でお受けします。

当 事 業 所 苦 情 相 談 窓 口 虐待防止対応窓口	ヘルパーステーションひいろ 担 当 者 白川 泰男 解決責任者 仲道 久留美 ご利用時間 午前8時45分～午後5時45分 (土日を除く) ご利用方法 電話番号 0948-28-2105 FAX 番号 0948-28-2130 住所 〒820-0021 飯塚市潤野 23 番地 43
保 険 者 (飯 塚 市)	ご利用時間 午前8時30分～午後5時 (土日・祝祭日を除く) ご利用方法 電話番号 0948-22-5500 FAX 番号 0948-25-6214 住 所 〒820-0004 飯塚市新立岩 5 番 5 号
福岡県国保連合会 介護保険課	ご利用時間 午前8時30分～午後5時 (土日・祝祭日を除く) ご利用方法 電話番号 092-642-7859 FAX 番号 092-642-7857 住 所 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

10 事業者（本社）の概要

法人種別・名称	一般社団法人 ふくしやねっと
代 表 者 名	代表理事 織間 修
本社所在地・連絡先	(住 所) 福岡県飯塚市鹿毛馬 1668 番地 28 (電話番号) 0948-92-6410 (ファックス) 050-3730-9912

11 その他

- (1) 利用者が訪問介護員(ヘルパー)の交代を希望される場合は、できる限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談下さい。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。
 - ① 訪問介護員(ヘルパー)は医療行為や年金等の金銭の取り扱いは、ご容赦ください。(生活援助として行う買い物等の小額の取り扱いは可能です)
 - ② 訪問介護員(ヘルパー)は、介護保険制度上、利用者の介護や生活の援助等を行うこととされています。家族の方の食事の準備などの業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
 - ③ 訪問介護員 (ヘルパー) に対する贈り物や飲食等のもてなしは必要ありません。

令和 年 月 日

訪問サービス（現行相当）・訪問型サービス A 1 提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

< 事 業 者 >

住 所 福岡県飯塚市鹿毛馬 1668 番地 28

事業者名 一般社団法人ふくしやねっと

代表者名 織間 修

< 説 明 者 >

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問サービス（現行相当）・訪問型サービス A 1 についての重要事項の説明を受けました。

< 利 用 者 >

住 所

氏 名

< 利用者代理人（選任した場合）>

住 所

代理人氏名